

平成24年度

鹿児島県水防計画書

鹿児島県

主 要 電 話 番 号 一 覧 表

国土交通省	国土交通省(代表)	03-5253-8111	鹿児島県	鹿児島地域振興局建設部	直 通	099-805-7307
	治水課	マイク 80-35554		鹿児島地域振興局建設部土木建築課日置市駐在機関	直 通	099-273-3452
	防災課	直 通 03-5253-8457 マイク 80-35738		南薩地域振興局建設部	直 通	0993-52-1373
	九州地方整備局(代表)	時間内 092-471-6331 時間外 〃 -471-6340		南薩地域振興局建設部土木建築課指宿市駐在機関	直 通	0993-22-2382
	川内川河川事務所(代表)	時間内 0996-22-3271 時間外 〃		北薩地域振興局建設部	直 通	0996-25-5548
	大隅河川国道事務所 (代表)	0994-65-2541		北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関	直 通	0996-63-3121
	鶴田ダム管理所	マイク 773-332 直 通 0996-59-2030		北薩地域振興局建設部甑島支所	代 表 直 通	09969-2-0016 〃 -2-0062
	鹿児島国道事務所	時間内 099-216-3855 時間外 〃 -216-3111		始良・伊佐地域振興局建設部	直 通	0995-63-8351
関係官署	鹿児島地方気 象 台	099-250-9913		始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関	直 通	0995-23-5158
	鹿児島県警察本部	099-206-0110		大隅地域振興局建設部	直 通	0994-52-2176
	陸上自衛隊第12普通科連隊	0995-46-0350		大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在機関	直 通	099-482-0481
	海上自衛隊第一航空群	0994-43-3111		熊毛支庁建設部	直 通	0997-22-1136
				屋久島事務所建設課	直 通	0997-46-2211
通信・報道関係機関	N T T 西日本鹿児島支店	099-227-9689		大島支庁建設部	代 表 直 通	0997-53-1111 〃 -57-7332
	N H K	099-805-7000		瀬戸内事務所建設課	直 通	0997-72-2111
	M B C	099-254-7111		喜界事務所	直 通	0997-65-2091
	K T S	099-258-1111		徳之島事務所建設課	直 通	0997-82-1251
	K K B	099-251-5111		沖永良部事務所建設課	直 通	0997-92-1634
	K Y T	099-285-5575		大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関	直 通	0994-73-1651
	青 潮 会	代 表 099-286-2111 直 通 〃 -286-2120				
鹿児島県	県庁 (代表)	099-286-2111				
	危機管理防災課	マイク 79-54・55 直 通 099-286-2256				
	河川課	マイク 89-779-41 直 通 099-286-3590 〃 -286-3593				

(注) マイクロ電話は鹿児島県河川課設置のものは最初の番号は7で使用する。
(例：国土交通省治水課 80-35554→78035554)

平成24年度 鹿児島県水防計画書 目次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	水 防 組 織	4
第 3 章	重 要 水 防 区 域 等	7
第 4 章	気 象 注 意 報 ・ 警 報 の 発 表 及 び 諸 観 測 の 通 報	8
第 5 章	水 防 警 報	17
第 6 章	洪 水 予 報	36
第 7 章	水 位 情 報	49
第 8 章	ダムの洪水調節と通報	56
第 9 章	出 動 ・ 監 視 ・ 警 戒 及 び 水 防 作 業	64
第 10 章	通 信 連 絡 及 び 輸 送	69
第 11 章	避 難 の た め の 立 退 き	76
第 12 章	費 用 負 担 と 公 用 負 担	77
第 13 章	水 防 解 除	79
第 14 章	水 防 報 告 と 水 防 記 録	80
第 15 章	水 防 管 理 団 体 の 水 防 計 画	84
第 16 章	隣 接 県 と の 協 定	85
第 17 章	水 防 施 設 及 び 水 防 器 具	86
第 18 章	水 防 標 識 ・ 信 号 及 び 身 分 証 票	88
第 19 章	水 防 訓 練	90

別表

1	重要水防区域及び危険予想箇所	別- 1
2	重要水防区域外の危険と予想される区域（河川・海岸別）	別- 33
3	交通途絶予想箇所一覧表	別- 42
4	土石流危険溪流箇所一覧表	別- 54
5	雨量観測所一覧表	別-107
6	水位観測所一覧表	別-116
7	潮位観測所一覧表	別-119
8	風向風速観測所一覧表	別-119
9	潮汐表	別-120
10	鹿児島県土砂災害発生予測情報システム端末機器設置箇所一覧表	別-125
11	災害時防災関係機関一覧表	別-126
12	非常無線通信取扱機関一覧表	別-131
13	水防倉庫一覧表	別-137
14	県水防備蓄資器材一覧表	別-143

鹿児島県水防協議会条例	別-145
-------------	-------

鹿児島県水防協議会委員・幹事名簿	別-146
------------------	-------

（参考）水防に関する気象警報等	別-148
-----------------	-------

第 1 章 総 則

I 目 的

この計画は、鹿児島県における防災計画の一つとして、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下の各河川、湖沼、海岸の洪水、高潮、津波による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため水防の万全を図ることを目的とする。

II 定 義

1 鹿児島県水防本部

鹿児島県内における水防を統轄するために必要と認められた間、第2章のIの3により設置されるものをいう。

2 水防管理団体

水防の責任を有する市町村をいう。

3 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある団体で、知事が指定した次に掲げる27団体をいう。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、志布志市、南九州市、伊佐市、さつま町、湧水町、姶良市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、徳之島町、天城町

4 水防管理者

水防管理団体である市町村の長をいう。

5 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定による消防の機関をいう。

6 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

7 水防協力団体

水防団又は消防機関が行う水防活動に協力する公益法人又は特定非営利活動法人（NPO法人）で水防管理者が指定したものをいう。

8 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、第5章により発令する警報をいう。

9 水防団待機水位

水防のため、はん濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位をいう。

10 はん濫注意水位

その量水標の対象区域内において、警戒にあたることを必要とする状態であることを示す水位であって、あらかじめ、その量水標に定められた水位をいう。

11 避難判断水位

はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

12 はん濫危険水位

その量水標の対象区域内において、災害発生の予想される危険な状態を示す水位であって、あらかじめ、その量水標に定められた水位をいう。

13 重要水防区域

河川等のはんらん又は高潮により、特に重大な災害が予想され、嚴重な水防が必要であると認められる区域をいう。

Ⅲ 水防の責任

1 水防管理団体の責任（水防法第3条）

市町村は、この計画に基づきその区域における水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

2 鹿児島県の責任（水防法第3条の6）

鹿児島県内における水防態勢の確立強化を図るとともに、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

3 放送局、N T T、その他通信報道機関の責任（水防法第27条）

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

4 一般県民の責任（水防法第24条）

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者、水防団長又は消防機関の長から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちにこれに従事しなければならない。

Ⅳ 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

Ⅴ 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

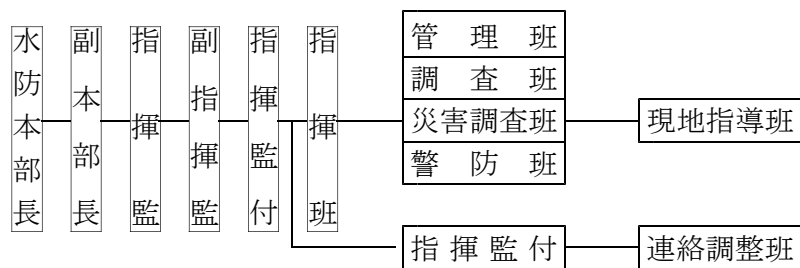
第 2 章 水 防 組 織

I 県の水防組織

水防に関係ある気象の予報，注意報，警報などにより，洪水，高潮，津波のおそれがあり，水防の必要を認めたときから，その危険が解消するまでの間，県は次の組織をもって水防事務を処理する。

水防本部は県庁内におき，水防業務の総括に当たる。ただし，鹿児島県災害対策本部が設置された場合は，同本部の土木対策部として水防業務の遂行につとめるものとする。

1 組織系統



2 事務分担

(1) 水防本部の事務分担

水防本部長	知 事
副本部長	副 知 事
指揮監	土木部長
副指揮監	土木部次長
指揮監付	監理課長，道路建設課長，道路維持課長，砂防課長，港湾空港課長，都市計画課長，建築課長
指揮班長	河川課長

班 名	班 長	班 員	業 務
指揮班	河川課長	土木部各課長補佐，技術補佐	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	河川課管理係長	河川課管理係員	水防業務全般にわたる企画，水防資器材及び気象情報の整備（雨量，水位，風速，流量，潮位，気象情報の調査，記録及び通報）
調査班	河川課災害係長	河川課災害係員	土木関係災害の速報，土木災害状況の記録報告，災害応急復旧の調査費配分
災害調査班	河川課防災海岸係長 道路維持課維持補修係長 港湾空港課防災係長 砂防課砂防係長 建築課監察指導係長 建築課住宅政策室住宅企画係長	河川課防災海岸係員 道路維持課維持補修係員 港湾空港課防災係員 砂防課砂防係員 建築課監察指導係員 建築課住宅政策室住宅企画係員	河川，海岸災害の調査 道路の災害調査 港湾の災害調査 砂防の災害調査 宅造地の災害調査 住宅の災害調査
警防班	河川課治水係長 " 開発係長	河川課治水係員 " 開発係員	水防工法の指導
連絡調整班	監理課企画調整係長	監理課企画調整係員	部内の連絡調整

本表に含まれない者は指揮監の指示により臨時に所要の業務を分担する。

(2) 現地指導班の事務分担

各地域振興局建設部長，北薩地域振興局建設部甑島支所長，北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在），始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在），大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在），各支庁建設部長，各支庁事務所建設課長，喜界事務所長は，その所属職員及び管理担当職員を指揮して，次の区域の水防指導及び現地調査を担当する。

班 名	所在地	班 長	水防指導区域
鹿児島地域振興局建設部	鹿児島市小川町	鹿児島地域振興局建設部長	鹿児島市，鹿児島郡，いちき串木野市，日置市
南薩地域振興局建設部	南さつま市加世田東本町	南薩地域振興局建設部長	枕崎市，南さつま市，南九州市指宿市
北薩地域振興局建設部	薩摩川内市神田町	北薩地域振興局建設部長	薩摩川内市，さつま町
北薩地域振興局建設部 土木建築課出水市駐在機関	出水市昭和町	北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在）	出水市，阿久根市，出水郡
北薩地域振興局建設部 甑島支所	薩摩川内市上甑町	北薩地域振興局建設部甑島支所長	薩摩川内市（甑島）
始良・伊佐地域振興局建設部	始良市加治木町諏訪町	始良・伊佐地域振興局建設部長	霧島市，始良市，始良郡
始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関	伊佐市大口里	始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在）	伊佐市
大隅地域振興局建設部	鹿屋市打馬二丁目	大隅地域振興局建設部長	鹿屋市，垂水市，肝属郡，波見港，曾於市，志布志市（志布志港を除く），曾於郡
大隅地域振興局建設部 河川港湾課志布志市駐在機関	志布志市志布志町帖	大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在）	志布志港
熊毛支庁建設部	西之表市西之表	熊毛支庁建設部長	西之表市，熊毛郡のうち中種子町，南種子町
屋久島事務所建設課	屋久島町安房	屋久島事務所建設課長	熊毛郡のうち屋久島町
大島支庁建設部	奄美市名瀬永田町	大島支庁建設部長	奄美市，大島郡のうち大和村，龍郷町
瀬戸内事務所建設課	瀬戸内町古仁屋	瀬戸内事務所建設課長	大島郡のうち宇検村，瀬戸内町
喜界事務所	喜界町赤連	喜界事務所長	大島郡のうち喜界町
徳之島事務所建設課	徳之島町亀津	徳之島事務所建設課長	大島郡のうち徳之島町，天城町，伊仙町
沖永良部事務所 //	和泊町手々知名	沖永良部事務所 //	大島郡のうち和泊町，知名町，与論町

(注) 以下，本計画において，各地域振興局建設部，北薩地域振興局建設部甑島支所，北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関，始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関，大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関，各支庁建設部，各支庁事務所建設課，喜界事務所を一括して「地域振興局建設部等」とし，各地域振興局建設部長，北薩地域振興局建設部甑島支所長，北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在），始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在），大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在），各支庁建設部長，各支庁事務所建設課長，喜界事務所長を一括して「地域振興局建設部長等」とする。

3 水防本部の設置

気象、洪水、高潮、津波に関する注意報又は警報が発せられた場合及び降雨の状況等により災害の発生が予想され、その対策を要すると認めたときは、水防本部を設置する。

水防計画で定める水防本部員又は現地指導班員は、気象等の状況により水防本部の設置が見込まれる場合又は水防本部が設置された場合は、勤務時間外においても常にその所在を明らかにし、適時水防本部又は班長と連絡をとらなければならない。

II 水防管理団体の水防組織

1 水防組織

水防管理者は、管轄する区域の河川海岸等で水防を必要とするところを警戒防ぎよするものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団その他の必要な機関を組織しておくものとする。

2 水防事務組合の組織

地形その他の状況により、市町村が単独で水防の責任を果たすことが著しく困難な場合又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

3 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

水防管理者は、公益法人又は特定非営利活動法人（NPO法人）であって、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- ア 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- イ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ウ 水防に関する調査研究を行うこと。
- エ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- オ ア～エに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 水防団等との連携

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

(3) 水防協力団体の監督等

水防管理者は、水防協力団体に対し、

- ア 必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。
- イ 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- ウ イの命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

(4) 情報の提供等

国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導もしくは助言をするものとする。

第 3 章 重要水防区域等

I 重要水防区域

管内の河川，海岸等で特に重要な水防区域と認められる区域及びその中で危険と予想される区域は別表 1 のとおりである。

II 重要水防区域外で危険と予想される区域

管内の河川海岸等で重要水防区域外で危険と予想される区域及び小規模危険予想箇所は，別表 2 のとおりである。

III 主要道路における交通途絶予想箇所

管内の主要道路で河川のはんらん，浸水，高潮等により交通途絶が予想される箇所は，別表 3 のとおりである。

IV 土石流危険溪流箇所

管内の溪流で土石流の発生が予想される箇所は，別表 4 のとおりである。

第 4 章 気象注意報・警報の発表及び諸観測の通報

I 注意報・警報の発表と水防関係者の措置

1 注意報・警報の種類（発表基準は鹿児島県地域防災計画による。）

(1) 注意報の種類

気象注意報
地面現象注意報 ※
高潮注意報
波浪注意報
浸水注意報 ※
洪水注意報
津波注意報

(注) ※印の注意報は標題を出さないで、気象注意報に含めて行う。

(2) 警報の種類

気象警報
地面現象警報 ※
高潮警報
波浪警報
浸水警報 ※
洪水警報
津波警報

(注) ※印の警報は、標題を出さないで、気象警報に含めて行う。

2 県水防本部の措置

(1) 注意報発表に対する措置

ア 鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、鹿児島地方気象台の通報に基づいて、必要に応じて地域振興局建設部等やその他関係機関に注意報の種類、規模、日時その他必要な事項を連絡指示し、地域振興局建設部等やその他関係機関からの情報をとり、関係機関へ通報するものとする。

イ 注意報が発表されて必要と認められた場合は、河川課において別に編成した係長を長とする 1 個班は待機し、水防活動を行うものとする。

(2) 警報発表に対する措置

ア 鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、必要に応じて地域振興局建設部等やその他関係機関に警報について通報し、水防について万全を期するよう指示するものとする。また、地域振興局建設部等やその他の関係機関からの情報をとり、関係機関へ通報するものとする。

イ 警報が発表された場合は、河川課において別に編成した係長を長とする 1 個班は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、待機の場合において、気象状況等により、その所定数を増減することができる。

3 現地指導班の措置

(1) 注意報の発表に対する措置

ア 注意報が発表されて必要と認められた場合、又は県水防本部から指示を受けたときは、直ちに管内の水防管理者その他関係機関に必要な連絡及び指示をする。

イ 特に大島支庁建設部及び各事務所建設課は、名瀬測候所と連絡を密にし、測候所の通報に基づき、その状況に応じて別命を待たず必要な措置をとることができる。

(2) 警報の発表に対する措置

警報が発表された場合、又は県水防本部から指示を受けたときは、その状況を水防管理者その他関係者に急報し、その他の水防の策をたてるとともに、本部の編成に準じて別に各班で編成した該当職員は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、地域の状況気象の状況等により、待機職員の所定数を増減することができる。

4 水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部又は所轄地域振興局建設部等から注意報又は警報の通報を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは直ちに管内の水防団、消防機関及び水門の管理者等に必要な連絡をとり、水防活動態勢に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は所轄地域振興局建設部長等に報告するものとする。

5 水門管理者の措置

水門管理者は、所轄地域振興局建設部長等又は水防管理者から注意報又は警報の通知を受けたときは、直ちに工作物を点検し、常に水位の変動を監視し、必要な措置をとるとともに、その状況を所轄地域振興局建設部長等又は水防管理者に報告しなければならない。

6 排水ポンプ管理者の措置

各機場の操作規則及び細則に基づいて必要な体制及び措置をとるものとする。

(排水ポンプ場の名称・位置・排水能力・管理者等は次のとおり。)

排水ポンプ一覧表

No. 1

河川名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
川内川 (春田川)	向田排水機場	薩摩川内市 白和町	2 台	$5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 10\text{ m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
川内川 (永田川)	永田排水機場	薩摩川内市 五代町	4 台	$3.2\text{ m}^3/\text{S} \times 4 = 12.8\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (高城川)	五代排水機場	薩摩川内市 五代町	2 台	$0.45\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 0.90\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
	御崎山排水機場	薩摩川内市 五代町	2 台	$0.40\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 0.80\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (新川)	高江排水機場	薩摩川内市 高江町	3 台	$4.166\text{ m}^3/\text{S} \times 3 = 12.5\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (新川)	長崎排水機場	薩摩川内市 高江町	2 台	$2.5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 5\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (銀杏木川)	銀杏木排水機場	薩摩川内市 宮内町	2 台	$5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 10\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (三堂川)	三堂川排水機場	薩摩川内市 天辰町	2 台	$5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 10\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (小倉川)	小倉排水機場	薩摩川内市 小倉町	2 台	$2.5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 5.0\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川	下田排水機場	薩摩川内市 宮里町	3 台	$0.43\text{ m}^3/\text{S} \times 3 = 1.3\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	平良排水機場	薩摩川内市 宮里町	2 台	$3.25\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 6.50\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	八間川排水機場	薩摩川内市 高江町	2 台	$1.5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 3.0\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	田海排水機場	薩摩川内市 田海町	3 台	$1.2\text{ m}^3/\text{S} \times 3 = 3.6\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	中郷ポンプ場	薩摩川内市 中郷町	4 台	$2.5\text{ m}^3/\text{S} \times 4 = 10.0\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (下水流川)	東郷排水機場	薩摩川内市 東郷町船倉	2 台	$1.0\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 2\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (樋脇川)	戸田排水機場	薩摩川内市 中村町	6 台	$1.0\text{ m}^3/\text{S} \times 6 = 6.0\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	瀬越排水機場	薩摩川内市 中村町	4 台	$1.5\text{ m}^3/\text{S} \times 4 = 6.0\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (隈之城川)	沖玉排水機場	薩摩川内市 宮崎町	2 台	$0.60\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.20\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	宮崎排水機場	薩摩川内市 宮崎町	2 台	$2.0\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 4.0\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	川内都市計画向 田ポンプ場	薩摩川内市 若松町	3 台	$2\text{ m}^3/\text{S} \times 2 + 2.68\text{ m}^3/\text{S} = 6.68\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	隈之城排水機場	薩摩川内市 隈之城町	2 台	$3\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 6\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	宮崎第二排水機 場	薩摩川内市 宮崎町	2 台	$1.55\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 3.10\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川	中村排水機場	薩摩川内市 中村町	2 台	$2.25\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 4.50\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (平佐川)	平佐ポンプ場	薩摩川内市 平佐町	4 台	$3.75\text{ m}^3/\text{S} \times 4 = 15.0\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (下鶴田川)	斧渕排水機場	薩摩川内市 東郷町斧渕	2 台	$2.5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 5\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃

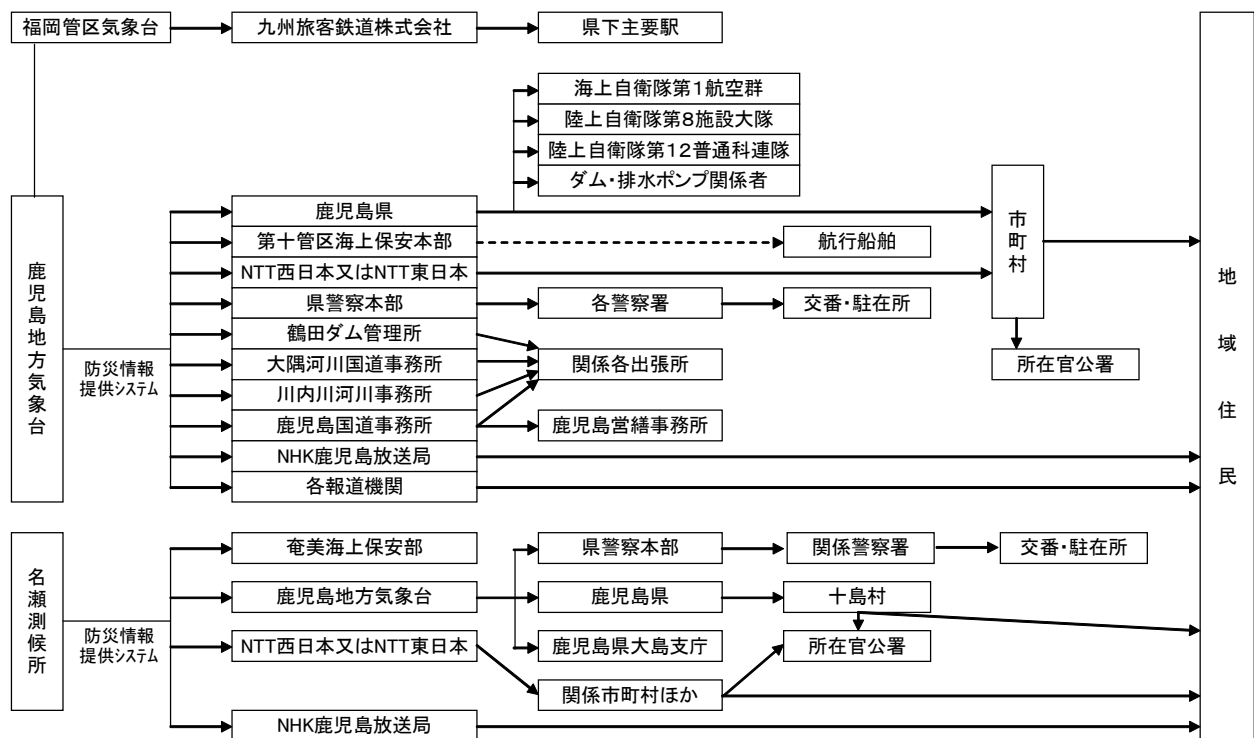
河川名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
川内川 (田海川)	斧渕排水機場	薩摩川内市 東郷町小路	2 台	$0.65\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.3\text{ m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
川内川 (倉野川)	倉野排水機場	薩摩川内市 樋脇町倉野	4 台	$1\text{ m}^3/\text{S} \times 4 = 4\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (竹下川)	竹下排水機場	始良郡湧水町 竹下	2 台	$1.0\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 2\text{ m}^3/\text{S}$	川内川河川事 務所長	0996-22-3271 機場 0995-75-4588
川内川	排水ポンプ車	薩摩郡さつま 町虎居	1 台	$1.0\text{ m}^3/\text{min}$	〃	0996-22-3271
川内川 (樋寄川)	川添排水機場	始良郡湧水町 川添	2 台	$2.5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 5\text{ m}^3/\text{S}$	湧水町長	0995-75-4142
〃 〃	門前排水機場	始良郡湧水町 川添	2 台	$0.6\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.2\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0995-75-2111
〃 〃	竹中排水機場	始良郡湧水町 川添	2 台	$0.8\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.6\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0995-75-2111
原田川 (網津川)	網津排水機場	薩摩川内市 港町	6 台	$1.0\text{ m}^3/\text{S} \times 6 = 6\text{ m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
原田川	湯島排水機場	薩摩川内市 湯島町	5 台	$1.3\text{ m}^3/\text{S} \times 3 + 2.0\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 7.9\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
荒切川	荒切川排水機場	薩摩川内市 里	2 台	$1.3\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 2.6\text{ m}^3/\text{S}$	北薩地域振興 局甌島支所長	09969-2-0062
野口漁港	江内排水機場	出水市高尾野 町	3 台	$3.43\text{ m}^3/\text{S} \times 3 = 10.3\text{ m}^3/\text{S}$	出水市長	0996-85-5108
犬童川	福之江排水機場	出水市汐見町	2 台	$4.0\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 8\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
万之瀬川 (堀川) (境川)	宮崎排水機場	南さつま市 金峰町宮崎	2 台	$1.0\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 2\text{ m}^3/\text{S}$	南さつま市長	0993-77-2174
(岸元川)	中津野排水機場	南さつま市 金峰町中津野	2 台	$0.875\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.75\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0993-77-2171
	尾下排水機場	南さつま市 金峰町尾下	2 台	$1.5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 3\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0993-77-2170
万之瀬川 (堀川)	高橋排水機場	南さつま市 金峰町高橋	2 台	$2.5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 5\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0993-77-2180
折口川	折多排水機場	阿久根市折口	2 台	$2.5\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 5\text{ m}^3/\text{S}$	阿久根市長	0996-73-1211
大浦川	大浦排水機場	南さつま市 大浦町大浦	2 台	$1\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 2\text{ m}^3/\text{S}$	南さつま市長	0993-62-2111
肝属川 (串良川)	下小原排水機場	鹿屋市串良町 下小原	2 台	$3.25\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 6.5\text{ m}^3/\text{S}$	鹿屋市長	0994-63-8111
〃	吉元排水機場	東串良町川西	2 台	$2.1\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 4.2\text{ m}^3/\text{S}$	東串良町長	0994-63-8181
〃	港原排水機場	東串良町港原	3 台	$2.7\text{ m}^3/\text{S} \times 2 + 0.5\text{ m}^3/\text{S} = 5.9\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
肝属川	俣瀬排水機場	東串良町新川 西	6 台	$1.0\text{ m}^3/\text{S} \times 6 = 6\text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
花渡川	平田潟地区(1) 排水機場	枕崎市平田町	2 台	$0.9\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.8\text{ m}^3/\text{S}$	枕崎市長	0998-72-1111
〃	平田潟地区(2) 排水機場	枕崎市平田町	2 台	$0.4\text{ m}^3/\text{S} + 0.3\text{ m}^3/\text{S} = 0.7\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0998-72-1111
〃 (馬追川)	田畑地区排水機 場	枕崎市立神本 町	1 台	$1.88\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0998-72-1111
〃 (中洲川)	東鹿籠第一排水 機場	枕崎市桜山町	2 台	$1.0\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 2.0\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0998-72-1111
〃 〃	東鹿籠第二排水 機場	枕崎市寿町	2 台	$0.35\text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 0.7\text{ m}^3/\text{S}$	〃	0998-72-1111

河川名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
天降川	府中排水ポンプ場	霧島市国分府中	6 台	$1.27 \text{ m}^3/\text{S} \times 6 = 7.62 \text{ m}^3/\text{S}$	霧島市長	0995-45-5111
〃	姫城 3 号排水ポンプ場	霧島市隼人町姫城	1 台	$1.33 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	日当山排水ポンプ場	霧島市隼人町東郷	2 台	$1 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 2 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	姫城 2 号排水ポンプ場	霧島市隼人町内	2 台	$0.75 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.5 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	見次排水ポンプ場	霧島市隼人町姫城	2 台	$0.83 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.66 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	西瓜川原排水ポンプ場	霧島市隼人町姫城	2 台	$0.5 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	東郷排水ポンプ場	霧島市隼人町東郷	2 台	$0.75 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.5 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	大津排水ポンプ場	霧島市隼人町内	2 台	$0.45 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 0.9 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
一	下井排水ポンプ場	霧島市国分下井	4 台	$0.5 \text{ m}^3/\text{S} \times 4 = 2 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
一	住吉新田排水機場	霧島市隼人町真孝	2 台	$0.6 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.2 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
一	島津新田排水機場	〃	3 台	$0.8 \text{ m}^3/\text{S} \times 3 = 2.4 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
大里川	川南排水機場	いちき串木野市大里	3 台	$0.66 \text{ m}^3/\text{S} \times 3 = 2.0 \text{ m}^3/\text{S}$	いちき串木野市長	0996-36-3111
肝属川	茶円排水機場	鹿屋市吾平町黍円	6 台	$1.08 \text{ m}^3/\text{S} \times 6 = 6.5 \text{ m}^3/\text{S}$	鹿屋市長	0994-43-2111
荒田川	荒田川排水機場	鹿児島市	3 台	$6.3 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 + 8.0 \text{ m}^3/\text{S} = 20.6 \text{ m}^3/\text{S}$	鹿児島地域振興局	099-223-0161
和田川	和田川排水機場	鹿児島市	2 台	$0.725 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.45 \text{ m}^3/\text{S}$	鹿児島市長	099-269-2111 (谷山建設事務所)
和田川	東塩屋排水機場	鹿児島市	2 台	$0.725 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.45 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
一湊川	一湊地区揚排水機場	屋久島町一湊	2 台	$0.4 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 0.8 \text{ m}^3/\text{S}$	屋久島町長	0997-42-0100
川内川	排水ポンプ車	薩摩川内市天辰町麦田	1 台	$1 \text{ t}/\text{S}$	川内川河川事務所長	0996-22-3271
川内川	排水ポンプ車	伊佐市菱刈川南	2 台	$0.5 \text{ t}/\text{S} \times 2 = 1.0 \text{ t}/\text{S}$	〃	〃
川内川	排水ポンプ車	始良郡湧水町木場	3 台	$1 \text{ t}/\text{S} \times 2 + 0.5 \text{ t}/\text{S} = 2.5 \text{ t}/\text{S}$	〃	〃
肝属川	排水ポンプ車	肝属郡肝付町新富	1 台	$0.5 \text{ t}/\text{S}$	大隅河川国道事務所長	0994-65-2541
加世田川	加世田川旧河川敷排水ポンプ	南さつま市加世田川畑	4 台	$0.25 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 + 0.5 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.5 \text{ m}^3/\text{S}$	南さつま市長	0993-53-2111
加世田川	永田水路排水ポンプ	南さつま市加世田村原	2 台	$0.5 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.0 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
万之瀬川	益山用水路排水ポンプ	南さつま市加世田地頭所	2 台	$0.5 \text{ m}^3/\text{S} \times 2 = 1.0 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃
加世田川 (村原地区内水排水)	永田水路排水ポンプ	南さつま市加世田村原	4 台	$0.25 \text{ m}^3/\text{S} \times 4 = 1.0 \text{ m}^3/\text{S}$	〃	〃

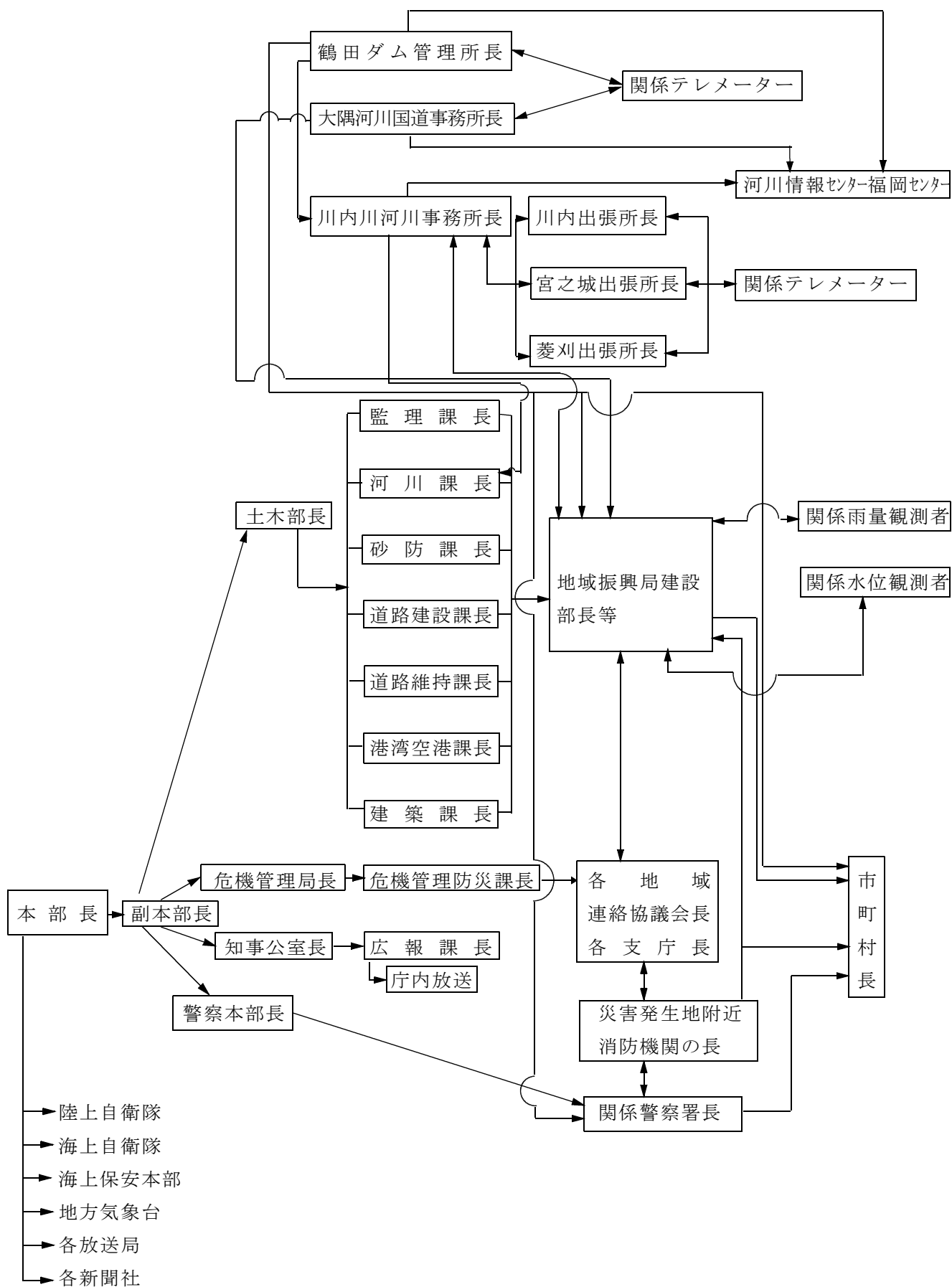
7 気象警報系統図及び水防業務連絡系統図

次のとおり。

(1) 気象警報系統図



(2) 水防業務連絡系統図



Ⅱ 諸観測通報

1 雨量観測通報

- (1) 県水防本部は、気象状況により相当の降雨が予想されるときは、各地域振興局建設部等と緊密な連絡をとり、必要に応じ管内の雨量を報告させる。
また、必要に応じ地方气象台と雨量に関する情報を相互に交換するものとする。
- (2) 県水防本部は、レーダー雨量計の活用により雨域の規模・動向等を把握し、必要に応じ関係地域振興局建設部等に情報を伝達するものとする。
- (3) 各地域振興局建設部等は、進んで本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管内雨量観測所より正確な資料を迅速に把握し、必要に応じ本部に通報しなければならない。
- (4) 地域振興局建設部長等が本部と通報する要領は、次のとおりである。
 - ア 最大24時間雨量80ミリメートル以上又は1時間雨量30ミリメートル以上を観測したときは、通報しなければならない。
 - イ 1日の総雨量が100ミリメートルを超え、引き続き豪雨が予想されるときは、1時間ごとに報告しなければならない。
 - ウ 雨が止んだときは、降り始めてからの総雨量を報告しなければならない。
 - エ ア～ウのほか、特に指示されたときも同様とする。
- (5) 管内の雨量観測所は、別表5のとおりである。

2 水位観測通報

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、気象関係報道又は自らの判断で出水のおそれがあることを知った場合又は水防警報により出水の通知があった場合には、水位の変動を監視し、指定水位に達した時から直ちに所轄地域振興局建設部長等に通報しなければならない。
- (2) 地域振興局建設部長等は、(1)の通報を受けた場合は、直ちに県水防本部に報告するとともに、適切な措置をとらねばならない。
- (3) 地域振興局建設部長等は、次の場合に、観測場所、日時、水位増減の状況等について本部に通報するものとする。
 - ア 水防団待機水位に達した時から、その水位が下がるまでの間(1時間ごと)
 - イ はん濫注意水位に達した時
 - ウ はん濫危険水位に達した時
 - エ はん濫注意水位を下った時
 - オ 水防団待機水位を下った時
- (4) 量水標水位計の位置及び水防団待機、はん濫注意、はん濫危険水位は、別表6のとおりである。

3 潮位の観測通報

(1) 水位管理者又は潮位計管理者は、自らの判断により高潮のおそれが見込まれるとき、又は高潮の危険が見込まれる旨の注意報、警報等があったときは、風向、風速及び潮位を観測し、所轄地域振興局建設部長等に通報しなければならない。

(2) 地域振興局建設部長等は、(1)の通報を受けたときは、直ちに県水防本部に通報しなければならない。

報告事項の主なものは次のとおりである。

ア 風向、風速の概略

イ 潮位その他参考となる事項

ウ 異常潮位(平日その時刻の推定潮位と観測潮位の差)

(3) 管内の潮位観測所の主なものは、別表7のとおりである。

(4) 管内の主な海岸地区の満潮時刻は、別表9のとおりである。

(5) 気象台及び放送局に対する通報

県水防本部は、水位又は潮位について各地域振興局建設部長等その他から通報を受けたときは、必要に応じ、気象台及び各放送局に通報するものとする。

4 土砂災害発生予測情報システム・河川情報システムによる情報

土砂災害発生予測情報システム端末機の設置箇所は別表10のとおりである。

これらについては、インターネットで情報提供を行っている。

パソコン版 <http://www.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/>

携帯電話版 <http://www.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/mobile/>

5 インターネット及びiモードによる情報

国が河川情報を提供しているインターネット等のアドレスは、次のとおりである。

インターネット <http://www.river.go.jp/>

iモード <http://i.river.go.jp/>

第 5 章 水 防 警 報

I 水防警報の発令

国土交通大臣又は知事は、水防警報を行う河川が豪雨等により増水して水防団待機水位に達し、はん濫注意水位に達すると思われるとき、又は台風による高潮発生及び地震による津波発生のおそれがあるときは、直ちに水防警報を発令しなければならない。

II 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・はん濫注意水位等にとらわれず、現地状況より判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
解 除	

注) 津波注意報・津波警報・大津波警報時に発表する水防警報は、住民の避難誘導等及び津波注意報・津波警報・大津波警報解除後の出水等に備えるもので、警報発令時に水防工法等の対策を行うものではない。

Ⅲ 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の通知においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭におくものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

Ⅳ 水防警報を行う河川

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名		区 域	
川内川	幹川 (上流)	左岸 右岸	宮崎県境より羽月川合流点まで
	幹川 (下流)	左岸 右岸	さつま町の高嶺川の合流点から海まで
	支川 羽月川	左岸 右岸	伊佐市大口大字里字大中免277番地から幹川合流点まで 伊佐市大口大字鳥巣字水流456番乙号の2地先から幹川合流点まで
	支川 隈之城川	左岸 右岸	薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏739番の2地先隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで 薩摩川内市向田町大字向田字腰掛1265番の2隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで
肝属川	幹川	左岸 右岸	鹿屋市祓川町3947番地先の県道橋から海まで
	支川 串良川	左岸 右岸	鹿屋市串良町細山田水洗801番の口の地先から幹川への合流点まで 鹿屋市串良町細山田川久保4130番の1地先から幹川への合流点まで
	支川 高山川	左岸 右岸	肝属郡肝付町大字前田字田布尾323番の1地先から幹川への合流点まで 肝属郡肝付町大字新富字築ヶ城7737番の5地先から幹川への合流点まで
	支川 始良川	左岸 右岸	鹿屋市吾平町上名水流4909番の2地先県道橋から幹川合流点まで 鹿屋市吾平町上名西方高迫5684番の3地先県道橋から幹川合流点まで
	支川 下谷川	左岸 右岸	鹿屋市新栄町13番地先の市道橋から幹川合流点まで 鹿屋市新栄町12番地先の市道橋から幹川合流点まで

(2) 水防警報発令者

河川名	発令者
川内川	川内川河川事務所長
肝属川	大隅河川国道事務所長

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地 先	位 置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	計画高 水 位	観測所地点の 現堤防高
川内川	吉 松	始良郡湧水町川西	幹川右岸 96,350	m 3.50	m 5.00	m 8.30	m 7.30
川内川	栗野橋	始良郡湧水町木場	幹川左岸 87,850	3.80	4.40	7.15	9.90
川内川	宮之城	薩摩郡さつま町虎居	幹川右岸 37,700	3.70	4.90	8.74	8.40
川内川	倉野橋	薩摩川内市東郷町南瀬	幹川右岸 26,000	4.00	5.40	11.53	12.10
川内川	川 内	薩摩川内市東大小路町1042	幹川右岸 12,100	4.20	4.70	6.99	9.00
川内川 支川羽月川	花 北	伊佐市菱刈下手	幹川合流点から 左岸 3,200	4.30	5.10	7.50	9.30
肝属川	俣 瀬	肝属郡東串良町大字川西俣	河口より 3,880	2.80	3.80	5.63	9.00
肝属川	王子橋	鹿屋市王子町	河口より 20,450	1.90	2.50	5.22	6.12
肝属川 支川串良川	豊 栄	肝属郡東串良町大字池之原豊栄	幹川合流点より 3,460	2.10	3.70	5.65	7.20
肝属川 支川高山川	高山橋	肝属郡肝付町大字新富	幹川合流点より 2,280	3.30	4.60	6.82	9.50
肝属川 支川始良川	始良橋	鹿屋市吾平町麓	幹川合流点より 1,500	2.30	3.70	6.22	8.60

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除
川内川	吉松	水防団待機水位 (3.50m)に達した とき	水防団待機水位 (3.50m)を超え、 はん濫注意水位 (5.00m)を突破す ると思われるとき	はん濫注意水位 (5.00m)に達 し、なお上昇の 見込みがあるとき	はん濫注意水位 以下に下がって 再び増水のおそ れがないと思わ れるとき
川内川	栗野橋	〃 (3.80m)	〃 (3.80m) 〃 (4.40m)	〃 (4.40m) 〃	〃
川内川	宮之城	〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃 (4.90m)	〃 (4.90m) 〃	〃
川内川	倉野橋	〃 (4.00m)	〃 (4.00m) 〃 (5.40m)	〃 (5.40m) 〃	〃
川内川	川内	〃 (4.20m)	〃 (4.20m) 〃 (4.70m)	〃 (4.70m) 〃	〃
羽月川	花北	〃 (4.30m)	〃 (4.30m) 〃 (5.10m)	〃 (5.10m) 〃	〃
肝属川	俣瀬	水防団待機水位 (2.80m)に達し、 はん濫注意水位 (3.80m)に達する と思われるとき	〃 (2.80m) 〃 (3.80m)	〃 (3.80m) 〃	〃
肝属川	王子橋	〃 (1.90m) 〃 (2.50m)	〃 (1.90m) 〃 (2.50m)	〃 (2.50m) 〃	〃
串良川	豊栄	〃 (2.10m) 〃 (3.70m)	〃 (2.10m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃
高山川	高山橋	〃 (3.30m) 〃 (4.60m)	〃 (3.30m) 〃 (4.60m)	〃 (4.60m) 〃	〃
始良川	始良橋	〃 (2.30m) 〃 (3.70m)	〃 (2.30m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測 所名	発令担当者	受報担当者	連絡 方法	水防管理団体 (水防管理者名)
川内川	吉 松	川内川河川事務所長	始良・伊佐地域 振興局建設部長	F A X ・ メール	湧水町（同町長）
〃	栗野橋	〃	始良・伊佐地域 振興局建設部長 ，同参事（伊佐 市駐在）	〃	湧水町（同町長） 伊佐市（同市長）
〃	宮之城	〃	北薩地域振興局 建設部長	〃	さつま町（同町長）
〃	倉野橋	〃	〃	〃	薩摩川内市（同市長） さつま町（同町長）
川内川 隈之城川	川 内	〃	〃	〃	薩摩川内市（同市長）
羽月川	花 北	〃	始良・伊佐地域 振興局建設部参 事（伊佐市 駐在）	〃	伊佐市（同市長）
肝属川	俣 瀬	大隅河川国道事務所長	大隅地域振興局 建設部長	電話	鹿屋市（同市長） 肝付町（同町長） 東串良町（同町長）
〃	王子橋	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長）
串良川	豊 栄	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長） 東串良町（同町長）
高山川	高山橋	〃	〃	〃	肝付町（同町長）
始良川	始良橋	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長）

2 知事が水防警報を行う河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河 川 名		区 域
甲突川	幹川	鹿児島市郡山町3494番地先の伊良ケ谷滝から海まで
川内川	支川・平佐川	薩摩川内市永利町赤坂橋から支川隈之城川合流点まで
天降川	幹川	左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋2229番地の2地先の市道橋から海に至る 右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番地の21地先の市道橋から海に至る
	支川・手籠川	左岸 霧島市国分重久字世田1926番地先の市道橋から天降川合流点まで 右岸 霧島市国分重久字田中1100番地の1地先の市道橋から天降川合流点まで
	支川・郡田川	左岸 霧島市国分清水四丁目2282番地の4地先の市道橋から手籠川合流点まで 右岸 霧島市国分郡田字東ノ上721番地の15地先の市道橋から手籠川合流点まで
万之瀬川	幹川	左岸 南九州市市川辺町清水字湯ノ尻3480番1地先から海まで 右岸 南九州市市川辺町清水字眼流川2025番2地先から海まで
	支川・加世田川	左岸 南さつま市加世田内山田字金気8197番1地先から万之瀬川への合流点まで 右岸 南さつま市加世田内山田字下精谷7689番3地先から万之瀬川への合流点まで
米之津川	幹川	左岸 出水市武本字柳田6901番3地先から海まで 右岸 出水市上鯖淵字鯖淵原2379番2地先から海まで
神之川	幹川	日置市伊集院町郡梅乃前橋から海に至る
	支川・長松川	日置市伊集院町清藤清藤橋から神之川合流点まで
	支川・下谷口川	日置市伊集院町下谷口吾田橋から神之川合流点まで
花渡川	幹川	左岸 枕崎市田布川町911番1地先から海まで 右岸 枕崎市金山西町234番地先から海まで
	支川・中洲川	枕崎市桜山東町柴立橋から花渡川合流点まで
雄川	幹川	左岸 肝属郡南大隅町根占川南から海まで 右岸 肝属郡南大隅町根占川北字小谷6245番地先から海まで
新川	幹川	鹿児島市小野町紅葉橋から海まで
稲荷川	幹川	左岸 鹿児島市稲荷町251番26地先から海まで 右岸 鹿児島市稲荷町251番6地先から海まで
永田川	幹川	鹿児島市山田町一里迫大橋から海まで
本城川	幹川	垂水市高城の場橋から海まで
	支川・井川	垂水市新御堂五反田橋から本城川合流点まで

(2) 水防警報発令者

河川名	発令者
甲突川	鹿児島地域振興局長
平佐川	北薩地域振興局長
天降川	姶良・伊佐地域振興局長
手籠川	
郡田川	
万之瀬川	南薩地域振興局長
加世田川	
米之津川	北薩地域振興局長
神之川	鹿児島地域振興局長
長松川	
下谷口川	
花渡川	南薩地域振興局長
中洲川	
雄川	大隅地域振興局長
新川	鹿児島地域振興局長
稻荷川	
永田川	
本城川	大隅地域振興局長
井川	

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地 先	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	はん濫 危険水位	観測所地点の 現堤防高
甲 突 川	宮山橋 (上流)	鹿児島市郡山町	m 1.63	m 1.78	m 2.40	m 2.60
	塚田橋 (下流)	鹿児島市小山田町塚田	3.02	3.34	4.34	5.40
	岩崎橋 (下流180m)	鹿児島市下伊敷一丁目	4.19	4.78	6.29	7.40
平 佐 川	向田橋	薩摩川内市向田町	3.47	4.07	5.57	8.60
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	東 郷	霧島市隼人町東郷	4.40	5.40	6.40	8.40
万之瀬川	大渡橋	南九州市川辺町平山	3.10	4.40	5.40	7.80
	万之瀬橋	南さつま市加世田村原	3.50	4.90	5.80	9.10
加世田川	日新橋	南さつま市加世田武田	2.80	3.70	4.80	7.00
米之津川	春日橋 (下流)	出水市上知識	4.10	4.40	5.60	6.80
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋 (下流)	日置市伊集院町徳重	2.26	2.75	3.65	4.70
花渡川 中洲川	神浦橋	枕崎市西鹿籠	2.10	2.60	3.40	5.00
雄川	北之口橋	南大隅町根占川北	2.98	4.26	5.88	6.00
新川	田上橋	鹿児島市田上一丁目	1.14	1.69	2.50	3.50
稲荷川	一ッ橋	鹿児島市池之上町	2.25	2.70	3.90	4.88
永田川	宮下橋	鹿児島市中山町	2.22	2.57	3.49	4.70
本城川 井川	今川原橋	垂水市高城	1.25	1.76	3.30	4.40

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除
甲 突 川	宮山橋 (上流)	水防団待機水位(1.63m)に達し、はん濫注意水位(1.78m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(1.63m)を超え、はん濫注意水位(1.78m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(1.78m)に達し、上昇の見込あるとき	はん濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
	塚田橋 (下流)	〃 (3.02m) 〃 (3.34m)	〃 (3.02m) 〃 (3.34m)	〃 (3.34m) 〃	〃
	岩崎橋 (下流180m)	〃 (4.19m) 〃 (4.78m)	〃 (4.19m) 〃 (4.78m)	〃 (4.78m) 〃	〃
平 佐 川	向田橋	〃 (3.47m) 〃 (4.07m)	〃 (3.47m) 〃 (4.07m)	〃 (4.07m) 〃	〃
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	東郷	〃 (4.40m) 〃 (5.40m)	はん濫注意水位(5.40m)に達し、上昇の見込あるとき	はん濫危険水位(6.40m)に達し、上昇の見込あるとき	〃
万之瀬川	大渡橋	〃 (3.10m) 〃 (4.40m)	水防団待機水位(3.10m)を超え、はん濫注意水位(4.40m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(4.40m)に達し、上昇の見込あるとき	〃
	万之瀬橋	〃 (3.50m) 〃 (4.90m)	〃 (3.50m) 〃 (4.90m)	〃 (4.90m) 〃	〃
加世田川	日新橋	〃 (2.80m) 〃 (3.70m)	〃 (2.80m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃
米之津川	春日橋 (下流)	〃 (4.10m) 〃 (4.40m)	〃 (4.10m) 〃 (4.40m)	〃 (4.40m) 〃	〃
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋 (下流)	〃 (2.26m) 〃 (2.75m)	〃 (2.26m) 〃 (2.75m)	〃 (2.75m) 〃	〃
花渡川 中洲川	神浦橋	〃 (2.10m) 〃 (2.60m)	〃 (2.10m) 〃 (2.60m)	〃 (2.60m) 〃	〃
雄 川	北之口橋	〃 (2.98m) 〃 (4.26m)	〃 (2.98m) 〃 (4.26m)	〃 (4.26m) 〃	〃
新 川	田上橋	〃 (1.14m) 〃 (1.69m)	〃 (1.14m) 〃 (1.69m)	〃 (1.69m) 〃	〃
稲荷川	一ッ橋	〃 (2.25m) 〃 (2.70m)	〃 (2.25m) 〃 (2.70m)	〃 (2.70m) 〃	〃
永田川	宮下橋	〃 (2.22m) 〃 (2.57m)	〃 (2.22m) 〃 (2.57m)	〃 (2.57m) 〃	〃
本城川 井 川	今川原橋	〃 (1.25m) 〃 (1.76m)	〃 (1.25m) 〃 (1.76m)	〃 (1.76m) 〃	〃

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

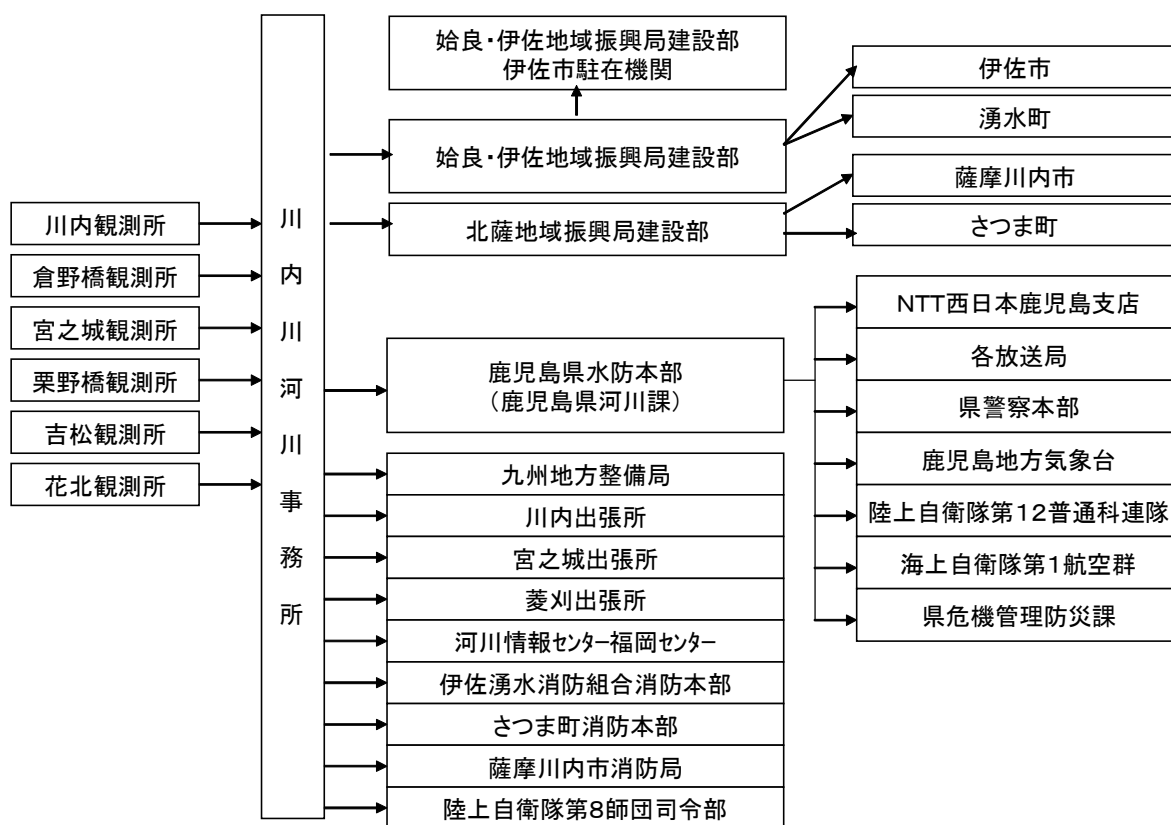
河川名	観測所名	発令担当者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
甲突川	宮山橋 (上流)	鹿児島地域振興局長	電話又は F A X	鹿児島市 (同市長)
	塚田橋 (下流)	〃	〃	〃
	岩崎橋 (下流180m)	〃	〃	〃
平佐川	向田橋	北薩地域振興局長	〃	薩摩川内市 (同市長)
天降川 手籠川 郡田川	東郷	姶良・伊佐地域振興局長	〃	霧島市 (同市長)
万之瀬川	大渡橋	南薩地域振興局長	〃	南さつま市 (同市長) 南九州市 (同市長)
	万之瀬橋	〃	〃	南さつま市 (同市長)
加世田川	日新橋	〃	〃	〃
米之津川	春日橋 (下流)	北薩地域振興局長	〃	出水市 (同市長)
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋 (下流)	鹿児島地域振興局長	〃	日置市 (同市長)
花渡川 中洲川	神浦橋	南薩地域振興局長	〃	枕崎市 (同市長)
雄川	北之口橋 (下流)	大隅地域振興局長	〃	南大隅町 (同町長)
新川	田上橋 (下流)	鹿児島地域振興局長	〃	鹿児島市 (同市長)
稲荷川	一ッ橋 (下流)	〃	〃	〃
永田川	宮下橋 (下流)	〃	〃	〃
本城川 井川	今川原橋 (上流)	大隅地域振興局長	〃	垂水市 (同市長)

IV 水防警報と通報

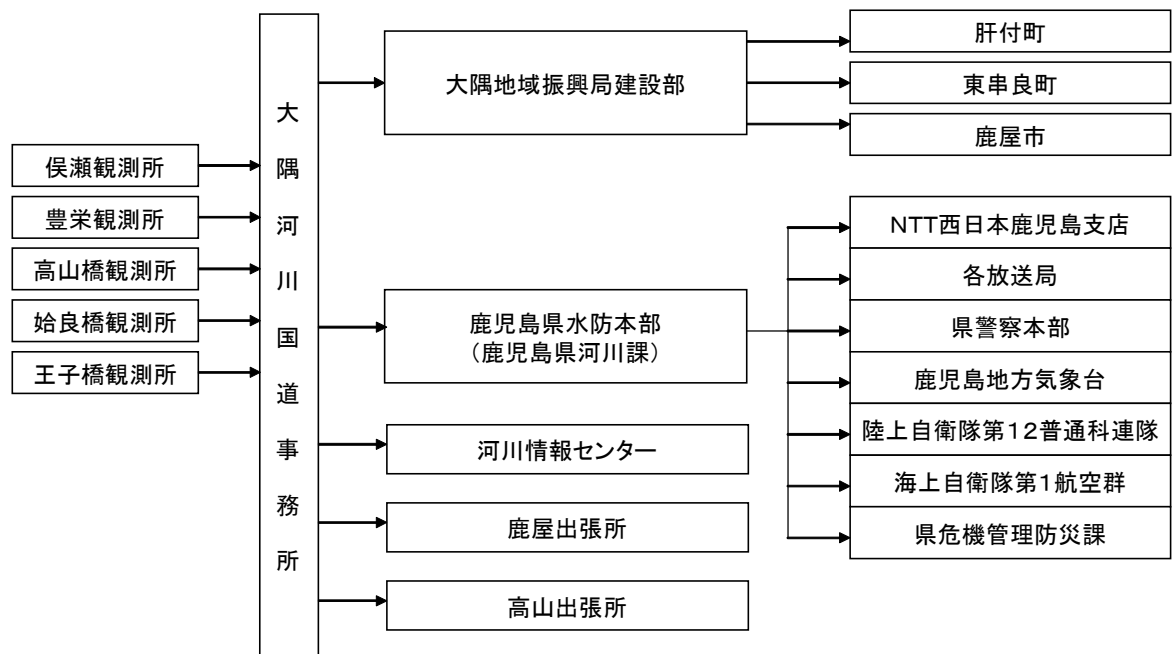
1 国土交通大臣が発令する水防警報の通報

- (1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川の区域を管轄する地域振興局建設部長は、国土交通大臣（川内川水系については国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長、肝属川水系については大隅河川国道事務所長）から水防警報発令の通報を受けたときは、直ちに関係水防管理者、その他水防に関係のある機関へ通報するものとする。
- (2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。
- (3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。
- (4) 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。

ア 川内川水系水防警報連絡系統図



イ 肝属川水系水防警報連絡系統図



2 知事が発令する水防警報の通知

(1) 水防警報発令者は、水防警報を発令したときは、直ちにその旨を県水防本部へ通報するとともに関係水防管理者その他水防に関係のある機関へ通知するものとする。

(2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。

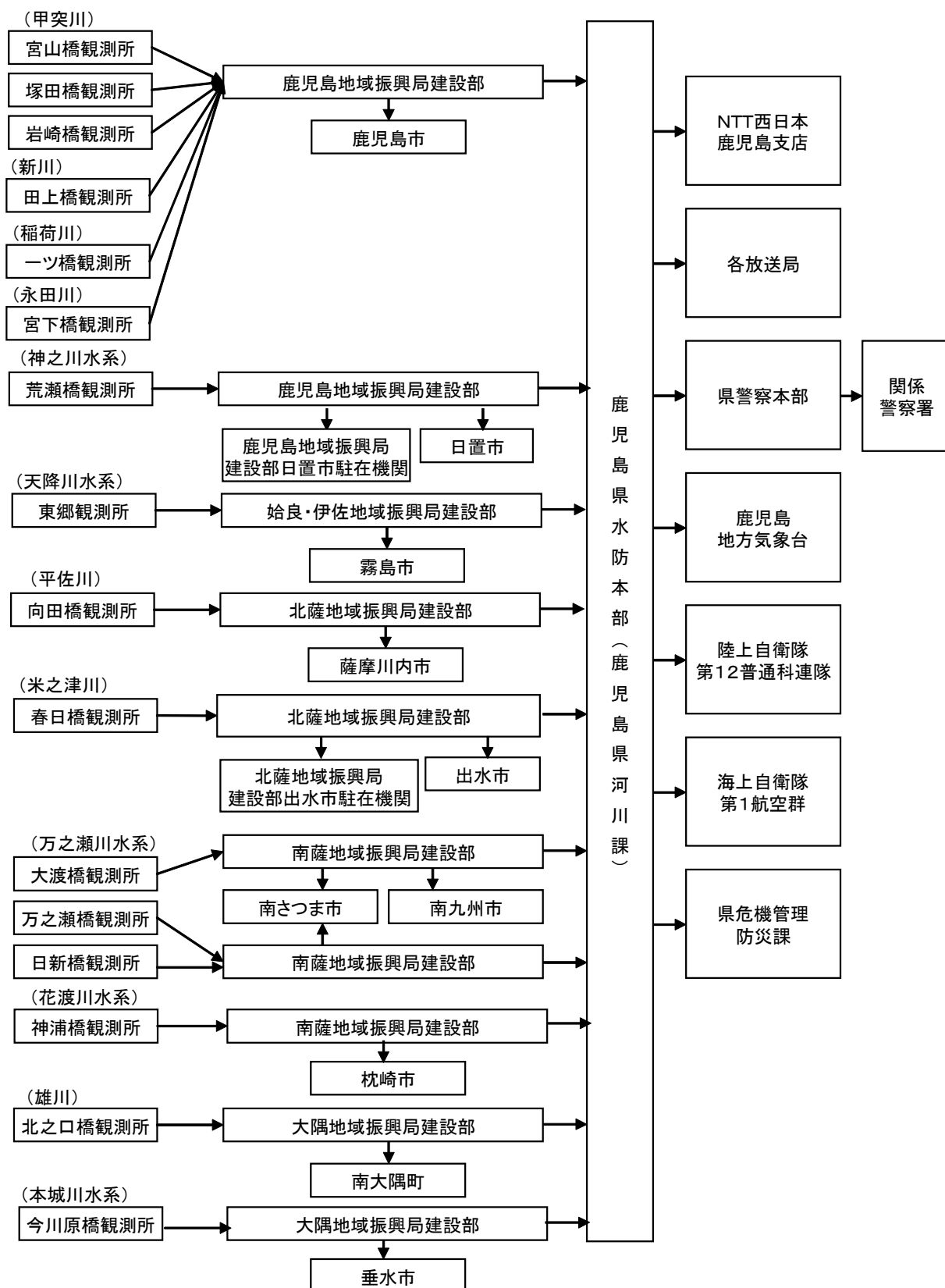
(3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに、水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

(4) 平佐川の水防警報発令及び通報

ア 北薩地域振興局長は、川内川河川事務所長から川内川、隈之城川の水防警報発令の通報を受けたときは、平佐川も同時に水防警報を発令するものとする。

イ 県水防本部への通報その他は、(1)～(3)により行うものとする。

(5) 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。



(6) 水防警報の発表形式

水防警報の発表形式は次のとおりである。

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名					
	待 機	川					
平成 年 月 日 時 分 発表							
1. の水位は、 月 日 時 分には mになり水防団待機水位に達し、今後はん濫注意水位に達すると と思われるので待機してください。							
2. の水位は、 月 日 時 分には mになり 〔 イ. 水防団待機水位 口. はん濫注意水位 〕 を下り減水していますが、 再び水位が上昇することも考えられるので、待機して注意してください。							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				準 備	川		
平成 年 月 日 時 分				発表			
1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり 水防団待機水位を越え { イ. なお上昇していますので ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇していますので } 今後の状況によりいつでも出動できるように準備してください。							
2. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には はん濫注意水位を下り減水していますが, 再び水位が上昇することも 考えられるので, 準備態勢で引き続き警戒してください。							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				出 動	川		
平成 年 月 日 時 分				発表			
1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり _____ はん濫注意水位に達し [イ. なお上昇していますので ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇していますので] 出動して厳重に警戒してください。							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名			
				警 戒	川			
平成	年	月	日	時	分	発表		
1. 雨量観測所では, 月 日 時から 時までの 時間に mmの降雨を記録しました。								
2. の水位は, 月 日 時 分には mで, { イ. なお上昇しています。 ロ. 1時間に cmの割合で上昇しています。 }								
今後まだ増水の見込みですから, 各水防機関は引き続き警戒してください。								
通 報 機 関 名								
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者	
河川課	:				:			
	:				:			
	:				:			

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名			
				解 除	川			
平成	年	月	日	時	分	発表		
1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり [イ. 水防団待機水位 ロ. はん濫注意水位] を下り再び水位の上昇はないと 思われますので, 水防警報を解除します。								
通 報 機 関 名								
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者	
河川課	:				:			
	:				:			
	:				:			